

に」を「令和二年に」に、「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改め、同条第三項中「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改め、同条第四項各号中「平成三十二年」を「令和二年」に改める。

第四十二条第一項及び第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第四項第三号中「をいう」を「（同条第二十四項第三号の二に掲げる暗号資産又は同法第二十九条の第二項第九号に規定する金融指標に係るものを除く。）をいう」に改める。

第四十二条の二第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十二条の二の二第一項から第三項までの規定中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第三十一項」に改め、同条第四項中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第三十一項」に、「第三十七条の十四第三十七項から第四十一項まで」を「第三十七条の十四第三十三項から第三十七項まで」に改める。

第四十二条の三第四項第二号中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第三十一項」に改め、同項第五号及び第六号中「第三十七条の十四第三十七項」を「第三十七条の十四第三十三項」に改

める。

第四十二条の三の二第一項及び第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十二条の四第三項、第五項及び第六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第八項第二号イ中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の五の二第二項」に改める。

第四十二条の五第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同項第一号中「又は同法第十八条第二項ただし書」を「同法第十九条第一項」に、「同項ただし書」を「同項」に、「同条第一項に規定する連鎖化事業（以下この号において「特定連鎖化事業」という。）の同項に規定する加盟者（以下この号において「特定加盟者」という）を「連鎖化事業（同法第十八条第一項に規定する連鎖化事業をいう。以下この号において同じ。）の加盟者（同法第十八条第一項に規定する加盟者をいう。以下この号において同じ）」に改め、「含む。」の下に「又は同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者若しくは同項第二号に規定する管理関係事業

者（同項に規定する認定管理統括事業者又は同号に規定する管理関係事業者が同法第十八条第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者である場合には、これらの者が行う連鎖化事業の加盟者を含む。）を加え、「又は第二十六条第一項」を「第二十六条第一項又は第三十七条第一項」に、「当該特定加盟者」を「これらの加盟者」に、「の計画に係る」を「又は第三十七条第一項の計画に係る」に、「当該特定連鎖化事業」を「これらの連鎖化事業」に改める。

第四十二条の六第一項及び第四十二条の九第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十二条の十の見出し中「特別償却等」を「特別償却」に改め、同条第一項中「第三項まで」を「この項及び次項」に、「第四項」を「第三項」に、「平成三十二年三月三十一日までの期間」を「令和四年三月三十一日までの期間」に改め、同項第一号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げ、同条第八項中「第四項」を「第三項」に、「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第七項とする。

第四十二条の十一第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第四十二条の十一の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十二条の十一の三第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第四十二条の十二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項第一号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる金額の合計額

イ 三十万円に、当該法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が当該適用年度の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数。ロにおいて同じ。）のうち当該適用年度の特定新規雇用者数に達するまでの数（イにおいて「特定新規雇用者基礎数」という。）を乗じて計算した金額（当該適用年度開始の日から起算して二年前の日から当該適用年度終了の日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について計画の認定を受けた当該法人の当該計画の認定に係る特定業務施設（以下この号において「移転型特定業務施設」という。）において当該適用年度

に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年度終了の日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数（イにおいて「移転型特定新規雇用者数」という。）がある場合には、二十万円に、当該特定新規雇用者基礎数のうち当該移転型特定新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額を加算した金額）

ロ 二十万円に、当該法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数から当該適用年度の新規雇用者総数を控除して計算した数（移転型特定業務施設のみを当該法人の事業所とみなした場合における当該適用年度の基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数から移転型特定業務施設において当該適用年度に新たに雇用された雇用者で当該適用年度終了の日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数を控除した数（ロにおいて「移転型非新規基準雇用者数」という。）が零を超える場合には、当該計算した数のうち当該移転型非新規基準雇用者数に達するまでの数を加算した数）を乗じて計算した金額

第四十二条の十二第二項中「前項第一号ハ」を「前項第一号ロ」に、「三十万円」を「四十万円」に、「三十万円」を「三十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「四十万円」に、「二十万円」を「三

十万円」に改め、同条第五項を削り、同条第四項第五号中「第十二号及び第十三号において同じ」を削り、同項第七号口中「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条」を「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条第一項」に改め、同項第十号から第十三号までを削り、同項第十四号を同項第十号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第四十二条の十二第九項中「給与等の支給額のうち適用年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額」を「基準雇用者数」に、「第四項第一号」を「第五項第一号」に改める。

第四十二条の十二の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「行つた」を「行う」に、「百分の二十」を「百分の四十」に改める。

第四十二条の十二の三第一項及び第四十二条の十二の四第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十二条の十二の五第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同

項第二号中「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同条第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十二条の十二の五の次に次の一条を加える。

（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の五の二 青色申告書を提出する法人で特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十六条に規定する認定導入事業者であるものが、同法の施行の日から令和四年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、当該法人の同法第十条第二項に規定する認定導入計画（以下この項及び次項において「認定導入計画」という。）に記載された機械その他の減価償却資産（同法第二十六条に規定する認定導入計画に従つて実施される特定高度情報通信技術活用システムの導入の用に供するためのものであることその他の要件を満たすものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該法人の事業

の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において「供用年度」という。）の当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 青色申告書を提出する法人で特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十六条に規定する認定導入事業者であるものが、指定期間内に、当該法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する調整前法人税額（第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項において同じ。）からそ

の事業の用に供した当該認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額の合計額の百分の十五に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 第一項の規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得した認定特定高度情報通信技術活用設備については、適用しない。

4 第一項の規定は、確定申告書等に認定特定高度情報通信技術活用設備の償却限度額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5 第二項の規定は、確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合にお

いて、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額を限度とする。

6 第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第四項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十二の五の二第二項」と読み替えるものとする。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の十二の六を削る。

第四十二条の十三第六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「百分の十」を「百分の三十」に改める。

第四十三条第一項の表の第一号の下欄中「百分の二十」を「百分の十四」に改める。

第四十三条の二の見出しを「（港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却）」に改め、同条第

一項を削り、同条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十四条第一項、第四十四条の二第一項及び第四十四条の三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十四条の四及び第四十四条の五を削る。

第四十五条第二項及び第四十五条の二第一項から第三項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十六条の見出し中「機械等」を「特定機械装置」に改め、同条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「並びに工場用の建物及びその附属設備で、障害者」を「で障害者」に、「製作し、若しくは建設した」を「製作した」に、「障害者使用機械等」を「特定機械装置」に、「百分の二十四（工場用の建物及びその附属設備については、百分の三十二）」を「百分の十二」に改める。

第四十六条の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十七条を削る。

第四十七条の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条を第四十七条とする。

第四十八条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第五十二条の二第一項中「第四十二条の十二の六第一項、第四十三条から第四十四条の三まで若しくは第四十四条の五」を「第四十二条の十二の五の二第一項若しくは第四十三条」に改める。

第五十三条第一項第二号中「第四十二条の十二の六、第四十三条から第四十四条の三まで又は第四十四条の五」を「第四十二条の十二の五の二又は第四十三条」に改める。

第五十五条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第五十五条の二を削る。

第五十六条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、「通知する額」の下に「の百分の六十」を加え、同条第六項を次のように改める。

6 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に特定災害防止準備金

として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第五十六条第七項中「通知する額」の下に「の百分の六十」を加え、同条第九項中「第五十五条第十一項」を「前条第十一項」に、「第五十五条第十二項」を「前条第十二項」に改め、同条第十一項中「第五十五条第十六項」を「前条第十六項」に改め、同条第十三項中「第五十五条第二十項」を「前条第二十項」に改める。

第五十七条の四第九項中「第五十五条の二第六項」を「第五十六条第六項」に改める。

第五十七条の四の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第六項中「第五十五条の二第六項」を「第五十六条第六項」に改める。

第五十七条の五第十一項、第五十七条の六第七項、第五十七条の七第九項、第五十七条の七の二第八項及び第五十七条の八第九項中「第五十五条の二第六項」を「第五十六条第六項」に改める。

第五十八条第一項及び第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第五十五条の二第六項」を「第五十六条第六項」に改める。

第五十九条の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

第六十条第一項の表及び第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十一条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第六十一条の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「第五十五条の二第六項」を「第五十六条第六項」に改める。

第六十一条の四第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、「交際費等の額」の下に「（当該事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人にあつては、政令で定める金額。次項において同じ。）が百億円以下である法人については、当該交際費等の額」を加え、「は、」を「は、」に改め、同条第二項中「（資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人にあつては、政令で定める金額）」を削る。

第六十二条の三第四項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和四年十二月三十一日」に改め、同項第八号を削り、同項第八号の二を同項第八号とし、同項第八号の三を同項第八号の二とし、同項第十二号

を削り、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の二を同項第十号とし、同項第十三号中「開発許可を受けて」を「都市計画法第二十九条第一項の許可（同法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われる同条第十二項に規定する開発行為に係るものに限る。以下この号及び次号において「開発許可」という。）を受けて」に、「都市計画法」を「同法」に、「第八号の三」を「第八号の二」に改め、「又は前号」を削り、同項第十四号中「第八号の三」を「第八号の二」に改め、「若しくは第十二号」を削り、同項第十五号中「前三号」を「前二号」に改め、同項第十六号中「第十二号から前号まで」を「前三号」に改め、同条第五項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和四年十二月三十一日」に、「前項第十二号」を「前項第十三号」に改め、同条第七項中「第四項第十二号から第十四号まで」を「第四項第十三号若しくは第十四号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第八項中「第四項第十二号」を「第四項第十三号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第九項中「第四項第十二号」を「第四項第十三号」に改め、同条第十五項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第六十三条第八項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第六十四条第一項第三号の二中「第七十九条第三項」の下に「の規定により施設建築物の一部等若しくは施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められたこと」を加え、「施設建築物の一部等又は建築施設の部分」を「建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権」に改め、「第七十一条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同項第三号の三中「防災施設建築物の一部等」及び「防災建築施設の部分」の下に「若しくは防災施設建築物の一部についての借家権」を、「第二百三条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第二項第二号中「前号」を「の規定、前号の規定」に改める。

第六十五条第一項第一号中「の資産」の下に「その他のこれに代わるべき資産」を加え、同項第四号中「権利及び」を「権利若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利及び」に改め、同項第五号中「権利及び」を「権利若しくは防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利及び」に改め、同条第七項中「権利（」を「権利若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利（」に改め、「基づき同号の施設建築物の一部」の下に「若しくは施設建築物の一部についての借家権」を、「なつた同号の施設建築物の一部を取得する権利」の下に「若しくは施設建築物の一部についての借家権

を取得する権利」を加え、同条第八項中「権利」を「権利若しくは防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利」に改め、「基づき同号の防災施設建築物の一部」の下に「若しくは防災施設建築物の一部についての借家権」を加え、「権利につき」を「権利若しくは防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利につき」に改め、同条第十項中「第八項」を「又は施設建築物の一部についての借家権を取得する権利、第八項」に、「及び」を「又は防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利及び」に改める。

第六十五条の四第一項第三号中「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改める。

第六十五条の七第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日（次の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては、令和三年三月三十一日）」に、「次の表」を「同表」に、「第八号」を「第七号」に改め、「百分の八十」の下に「（当該譲渡をした資産が同表の第二号の上欄に掲げる資産（令和二年四月一日前に同欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）に該当し、かつ、当該買換資産が同号の下欄に掲げる資産に該当する場合に

は、百分の七十」を加え、同項の表の第一号の上欄中「第七号」を「第六号」に改め、同号の下欄中「第四号」を「第三号」に改め、同表の第三号の下欄中「及び第五号」を削り、同表の第四号を削り、同表の第五号を同表の第四号とし、同表の第六号の上欄中「に耐火建築物」を「に耐火建築物等」に、「準耐火建築物」を「準耐火建築物等」に、「第二条第九号の二」を「第五十三条第三項第一号イ」に、「耐火建築物又は同条第九号の三」を「耐火建築物等又は同号ロ」に改め、同号を同表の第五号とし、同表の第七号の下欄中「若しくは」を「又は」に改め、「又は国内にある鉄道事業の用に供される車両及び運搬具のうち政令で定めるもの」を削り、同号を同表の第六号とし、同表の第八号を同表の第七号とし、同条第四項、第九項及び第十二項中「第八号」を「第七号」に改め、同条第十四項中「第七号」を「第六号」に改め、「（同欄の車両及び運搬具を除く。）」を削り、同条第十六項第二号中「第七号」を「第六号」に改める。

第六十五条の八第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日（前条第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては、令和三年三月三十一日）」に、「前条第一項の表」を「同表」に、「第八号」を「第七号」に改め、「百分の八十」の下に「（当該譲渡をした資産が同表の第

二号の上欄に掲げる資産（令和二年四月一日前に同欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）に該当し、かつ、当該取得をする見込みである資産が同号の下欄に掲げる資産に該当する場合には、百分の七十。次項において同じ。）を加え、同条第二項第二号中「第八号」を「第七号」に改め、同条第四項中「応じ、」を「応じ」に改め、同項第二号中「第八号」を「第七号」に改め、同条第七項、第八項、第十四項及び第十五項中「第八号」を「第七号」に改め、同条第十八項中「第七号」を「第六号」に改める。

第六十五条の九中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日（第六十五条の七第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては、令和三年三月三十一日）」に、「第六十五条の七第一項の表」を「同表」に改める。

第六十六条の二の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十六条の四第二十七項中「及び同法」を「及び第四項並びに同法」に、「と、同法」を「と、同条第四項中」の規定により」とあるのは「及び租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の規定により」と、「第一項」とあるのは「第一項及び同法第六十六条の四第二十七項」と、同法」に、「が前条」

を「日が前条」に、「前条」を「同条」に、「前条及び同項」を「前条及び同項」と、同項第四号口中「前条」とあるのは「前条及び租税特別措置法第六十六条の四第二十七項」に改め、同条第二十八項中「又は賦課決定」を「若しくは賦課決定又は同条第四項の規定による賦課決定」に改め、同条第三十項中「又は賦課決定」を「若しくは賦課決定又は同条第四項の規定による賦課決定」に、「同項中」を「同項中」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と」、「第七十条第三項」とあるのは、「同法第六十六条の四第二十七項の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」と、「第七十条第四項」とあるのは「同法第六十六条の四第二十七項の規定により読み替えて適用される第七十条第四項」とする」に改める。

第六十六条の四の三第十四項の表第六十六条の四第二十七項の項中

及び同条第二十七項	
及び租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の	及び租税特別措置において準用七項の